

令和5年度事業計画

現在、長期化する新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢等の国際秩序の不安定化、資源価格や消費物価の高騰などにより私たちの日常生活も大きな影響を受けています。このような状況の下、失業による生活困窮、孤立や孤独等地域住民が抱える課題が複雑化、複合化してきました。本会におきましても、ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できるよう努めてまいりました。

本年度は、新型コロナウイルス感染症に関する法律が変わるなど「新しい生活様式」の中で事業を進めていくこととなります。本会においては、「重層的支援体制整備事業移行準備事業」に重きをおき、地域づくりを一体的に実施し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりを推進して参ります。

なお、本年度の事業の重点項目は次のとおりです。

1 福生市地域福祉活動計画（ささえあいプランふっさ）の推進

本年度は、「第5期福生市地域福祉活動計画」（ささえあいプランふっさ）の3年目となります。基本理念である「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支えあいのあるまちづくり」を基に地域の幅広いネットワークを活かし、地域の力を高めることに繋がるよう、地域住民、行政、各種機関・団体等と連携・協働を深めながら、福生市が策定した「地域福祉計画」と一体的に地域福祉を推進していきます。

2 社協らしい事業の展開

これまで実施してきた指定管理を含め、各種事業について、市民・行政・各種団体等の負託に応え、地域福祉を推進する中核的団体として、より一層充実した事業運営に努めるとともに、社協としての基礎体力を高め、地域福祉推進の専門機関としての信頼を高めるための取り組みを推進して参ります。

また、法人後見事業の実施及び社協事業の効率化や地域福祉コーディネーターの育成やスキルアップなどに努めます。

3 災害に備えた社協の体制強化

近年多発している自然災害に備え、地域の住民や各種機関・団体と連携して、小地域福祉活動など日常的な地域の支え合いの仕組みづくりを構築し、更に、福生市との「災害時におけるボランティア活動等に関する協定書」及び「災害時における避難行動要支援者の搬送等の協力に関する協定書」に基づき、行政と協働して災害に備えた取り組みの強化に努めます。

また、災害時に本会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置運営できるよう、平時からの実践的な研修や実地による訓練に取り組むことに努めます。

4 時代に対応した社協の体制づくり

財源確保が非常に厳しい状況下において、引き続き経営体制づくりの強化に努め、より効果的に事業を推進するための業務改善、組織の見直しを継続して検討・実施します。更に、社協職員としての資質の向上を図り、職員が専門性を発揮し、新たな事業の開発・実施に努めます。

【事業項目】

1 法人運営事業 [予算 P.26]

(1) 自主財源の拡充

活動の基盤であり自主財源の柱である会員会費の確保に努めるとともに、会員未加入者や事業所に対して、本会実施事業のPRに努め、会員加入の促進を図ります。

(2) 基金の効率的運用（福祉基金・ふれあい基金・ボランティア基金）

安定財源の確保及び在宅福祉の増進とボランティア活動の推進等地域福祉向上のために、各種基金の充実と効率的な運用及び活用に努めます。

(3) 福生市地域福祉活動計画の推進

地域福祉活動の一層の充実を目指して、“ささえあいプランふっさ”「第5期福生市地域福祉活動計画」の推進に努めます。

3年目として、重層的支援体制整備事業移行準備事業への着手と社会福祉法人のネットワーク作りの推進をし、すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らし続けたいという願いを実現させていくために、幅広い市民・機関・団体の方々と手を携えながら、地域を構成する誰もが主役となって、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくりの推進に努めます。

(4) 広報紙等の積極的な活用

広く住民の福祉への理解を得るための啓発及び社協事業を周知することを目的に、広報紙（年6回）を発行します。

また、「社協ホームページ」を活用して新鮮な情報の発信を目指すとともに、SNS（Facebook・Twitter）を活用して社協活動のPRに努めます。

(5) 福祉団体の支援

福祉団体が更に充実した活動が進められるよう助成金の交付等による支援をし、互いに支え合える地域づくりの推進に努めます。

(6) 苦情解決の取り組み

利用者からの苦情を解決するための体制を整え、利用者の権利を擁護するとともに、本会の福祉サービスを適切に利用できるように支援します。

(7) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律及び本会の個人情報保護規程に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護及び適正な取扱いに努めます。

(8) 事業の活性化

諸制度の改正など社会動向に合わせた組織、社協の強みを発揮できるよう、組織強化と事業の活性化を図ります。

また、実施計画の策定を図り、事務事業の見直しに際しては職員相互に検討・情報共有

し、事業の効率性・実効性を高め、市民サービスの向上を図ります。

(9) 福生市との連携

福生市からの補助金や受託事業の適正な執行・運営に努めるとともに、事務改善等を推進し、市の負託に応え、市民が安心した生活が送れるよう市との連携・協働の強化を図り、地域福祉の充実と推進に努めます。また、令和5年度以降は、重層的支援体制整備事業移行準備事業への連携強化を図ります。

(10) 福祉バス運行事務事業（福生市受託事業）

高齢者や障害者等の方々が、市内の福祉施設等をより利用しやすくするために運行する福祉バスの運行事務事業を受託し、多くの方々から利用されるよう利用の促進に努めます。

(11) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

本会は、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所としての指定を受けて、障害福祉サービス等を利用する障害者（児）のケアマネジメント事業に取り組み、福生市の当該基盤整備の一端を担います。

(12) 目標管理制度の充実

職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を促進し、合わせて人材育成や能力開発につなげていくための取り組みとして、制度の充実に努めます。

(13) 職員研修制度の充実

職場において必要とする知識、技能、態度及び問題解決の能力を研修により修得させることにより、職員の資質向上を図り、もって職務の能率的運営に資するため引き続き地域福祉コーディネーター（CSW）の育成を強化し、職員研修計画の策定等、制度の充実に努めます。

2 地域福祉事業 [予算 P.29]

(1) 小地域福祉活動推進事業

地域の関係機関・団体と連携、強化を図り、顔の見えるつながりのある地域づくりを目指し、包括的な支援体制の整備に努めます。

(2) 社会福祉活動推進委員の活動

各種事業の支援や相談業務等を通して地域福祉の推進を図り、さらに当該委員の研修を実施し、地域福祉の充実に努めます。

(3) 老人福祉事業

福生市民の長寿を祝し、市との共催による敬老大会を開催します。

(4) 当事者団体等の支援と支援団体のネットワーク

子育て世代から、障害者、高齢者等の当事者団体の支援と、それを支える支援団体のネットワークの充実、推進に努めます。

(5) 第46回福祉バザー・第25回福生市民福祉チャリティーゴルフ大会

住民参加による地域福祉活動を積極的に推進するため、関係機関や地域の各種団体を構

成員とする実行委員会方式により、事業の推進に努めます。

(6) 移送サービス

心身障害者（児）又は歩行困難な方を対象に、ハンディキャブ（車椅子専用車）をボランティアの協力を得て運行し、通院や社会参加等を支援します。

また、福祉有償運送の登録団体として、福祉輸送の適正な運営に努め、より一層サービスが充実するよう取り組みます。

(7) ハンディキャブ貸出しサービス（高齢者等外出支援サービス）

歩行困難者及びその家族等に専門機能を有するハンディキャブ（車椅子専用車）を貸出すことにより、その行動範囲を広げ、生きがいのある生活を送ることが出来るよう支援します。

(8) 介護用具貸与サービス

制度では対応出来ない介護用具を必要とする方に、車椅子等を貸出し、安心した日常生活を支援します。

(9) ほっとサービス

住民参加による福祉活動として、高齢者や障害者等の日常生活の支援を提供し、住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の推進に努めます。

(10) 福祉活動専門員の活動

市民や関係機関・団体等と連携し、地域の福祉活動を推進するとともに、調査、企画、広報等を支援することで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に努めます。

(11) 高齢者救急直接通報システム事業（緊急通報システム）（福生市受託事業）

病弱なひとり暮らし高齢者及び重度身体障害者等を対象に、家庭内で突発的な事故などが発生したとき、的確で迅速な対応が図られるよう協力員と連携を図り、円滑な緊急通報システム事業を実施します。

(12) ファミリー・サポート・センター事業（福生市受託事業）

ファミリー・サポート・センターでは地域において、育児の支援を受けたい者と、育児の支援を行いたい者が、相互援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整えるとともに、家庭で子育てをしている保護者が安心できる環境づくりを行います。

(13) 重層的支援体制整備事業移行準備事業（新規）

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市区町村において「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

今年度にあたっては、地域福祉コーディネーター2名を市役所窓口に試行配置し、令和8年度の事業実施に向けた体制の構築に努めます。

3 高齢者配食サービス事業（福生市受託事業） [予算 P.31]

虚弱のひとり暮らし高齢者等に対して、自宅に週2回昼食（弁当）を配食し、健康増進と

ふれあい、安否の確認を図ります。

また、利用者増に努めるなど、より一層の充実を図ります。

なお、この事業は、拠点までの配送は運転ボランティア、利用者宅までの配食は配食ボランティアの協力で実施します。

4 ボランティア活動推進事業 [予算 P.32]

市民自らが地域の様々な課題の解決に取り組み、市民一人ひとりの可能性を伸ばし生活の質が高められていく市民社会の実現のため、ボランティア・NPOをはじめとする、様々な人々や団体、企業、関係機関が連携・パートナーシップを結んでいける環境を整備するとともに、幅広い市民の自発的な活動を推進していきます。

(1) ふっさボランティア・市民活動センターの運営

センター機能の充実を図るため、運営委員会、常任委員会、研修会等を開催していきます。また、ボランティア・市民活動センターの役割を実践するために、様々な関係機関・団体と協働して、市民にわかりやすく、利用しやすいセンター運営に努めます。

(2) 活動普及・支援事業

市民誰もが、ボランティア・市民活動に参加できるよう、ホームページや情報紙、SNS (Facebook・Twitter・YouTube) などを活用し、活動や事業等の情報を提供し、幅広く参加していただけるよう努めるとともに、センターのコーディネート機能を確立し、地域と団体、施設等と連携し、相談体制の充実に努めます。

また、企業、関係機関、団体等の動向を調査・研究し、各方面への提言や事業につなげていきます。更に、ボランティア保険への加入や助成事業を推進し、団体の自立と活動の支援に努めます。

(3) ボランティア・市民活動推進事業

ボランティア・市民活動に参加するきっかけづくりや、地域における福祉教育の推進など新たな課題に取り組み、さらに考える機会として、世代別、課題別の各種講座では、地域の課題を掘り起こし、参加者のニーズに応えます。また、福祉体験プログラムを作成し、より総合的な学習内容に活かせるよう努めます。

(4) 災害時体制整備事業

大規模災害に備え、地域団体や多機関と連携しながら災害ボランティアセンター設置運営、災害ボランティアセンター整備を進めます。

また、地区での出前講座（災害についてのワークショップや今後の震災対応等）を実施し、だれもが社会から孤立しない地域での住民同士の見守り強化、地域づくりの推進に努めます。

(5) パートナーシップ推進事業

各種団体との協働による講座等の推進と新たな課題への話し合いの場を提供するとともに、市民活動支援や社会的に課題となっている困難な課題等、NPO法人や社会福祉法人等とのパートナーシップによる事業等で推進に努めます。

5 輝き市民サポートセンター事業（福生市受託事業） [予算 P.33]

輝き市民サポートセンターでは、住みよい活力のあるまちづくりに自発的に貢献する、環境、福祉、社会教育、文化、国際、災害救援などのあらゆる分野の公益的な市民活動を推進し、その活動拠点を提供し事業を進めていきます。

6 生活福祉資金貸付事業（東京都社会福祉協議会受託事業） [予算 P.34]

低所得世帯や、障害者世帯、高齢者世帯等を対象に資金を貸し付けることによって、世帯の経済的自立を図ります。また、借り入れ時や償還時において民生委員の援助指導により生活意欲の助長を図ります。

7 受験生チャレンジ支援貸付事業（福生市受託事業） [予算 P.35]

学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について、一定所得以下の世帯の子どもたちへの支援を実施します。

8 成年後見センター事業 [予算 P.36]

利用者支援事業の充実と推進を図るために、福生市からの受託事業である成年後見センター福生運営事業及び東京都社会福祉協議会からの受託事業である地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)、並びに自主事業である各種総合相談事業を総合的・一体的に実施していきます。

また、関係機関及び地域の様々な団体とのネットワークを活用し、判断能力が不十分な高齢者、障害者等をはじめとする市民が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう事業の推進に努めます。

(1) 成年後見センター福生運営事業（福生市受託事業）

①成年後見制度推進機関運営事業

成年後見制度の利用促進と普及・啓発を図るとともに、判断能力が不十分な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等の人権や財産を保全することにより、安心して地域生活の継続と適切な福祉サービスの利用が可能となるよう支援を図ります。

また、中核機関として「相談及び申立ての支援」、「普及・啓発に関する地域・関係機関等への広報活動及び学習会の充実」、「成年後見人等のサポート体制の構築」、「地域ネットワークとの連携・活用」、「運営委員会の充実」、「社会貢献型後見人への支援」、「地域と家裁の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみの運用」などを実施します。

②福祉サービス総合支援事業

市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（身近な法律相談・成年後見制度相談）を実施します。また、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用相談、福祉サービスの利用に関する苦情対応、判断能力の不十分な方々の権利擁護相談など福祉サービスの利用者等

に対する支援を総合的・一体的に実施します。

③法人後見事業（新規）

資力がなく報酬が見込めないため後見人等候補者の確保が困難なケース、頻回な身上保護が必要なケース、地域福祉権利擁護事業〔日常生活自立支援事業〕利用者で判断能力が低下したケースなどケースごとに審査を行い、社会福祉協議会による法人後見事業を実施します。

(2) 地域福祉権利擁護事業〔日常生活自立支援事業〕（東京都社会福祉協議会受託事業）

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方々が、地域で安心した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを実施します。

(3) 各種総合相談事業（社協独自事業）

市民の抱える問題が複雑・多様化する中で、市民のより身近な相談窓口として、関係機関・団体との連携により相談事業（心配ごと相談・心の相談・リハビリ相談）を実施します。

9 地域包括支援センター事業（福生市受託事業） [予算 P.37]

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置し、専門性を活かして連携しながら住民の健康の保持及び生活の安定のための必要な援助を行い、住み慣れた地域で、安心して、心豊かに生活できるよう包括的に支援します。更に関係機関とのネットワークを構築し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として次の業務を実施します。

(1) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

介護予防・日常生活支援総合事業及び要支援者へのケアマネジメントを実施します。

(2) 総合相談支援業務

初期段階での相談対応及び専門的・継続的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行います。

(3) 権利擁護業務

関係機関と連携し、成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、処遇困難事例への対応及び消費者被害の防止など、高齢者の生活の維持を図ります。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

包括的・継続的なケア体制の構築、地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用や介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、地域の介護支援専門員が抱える処遇困難事例への指導・助言を実施します。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

(6) 生活支援体制整備事業

地域の関係機関と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。介護予防に関する地域活動組織の育成・支援のための事業等を実施します。

(7) 認知症総合支援事業

家族介護者教室及び認知症カフェの開催により、当事者や家族を対象とした支援を行います。認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症初期集中支援チームと連携し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

(8) 要介護認定調査

介護保険法に基づく認定調査を実施します。

10 歳末たすけあい運動事業 [予算 P.39]

共同募金の一環として地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体にご協力いただき、募金活動を実施します。地区配分推せん委員会を設け、多様で公平な福祉ニーズに対応できるよう市民の福祉意識を図り、地域福祉の推進に努めます。また、広報やホームページを活用し、歳末たすけあい運動のPRに努めます。

11 学童クラブ事業（福生市受託事業） [予算 P.41]

小学校に就学している児童で、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後の時間帯及び、学校の長期休業日において保護者の代わりに家庭的機能の補完を図り、「遊び」及び「生活」を通して児童の健全育成に努めます。

12 一体型放課後対策事業（福生市受託事業） [予算 P.42]

小学校において、学童クラブ事業及び放課後子ども教室（ふっさっ子の広場事業）を一体的に実施することにより、全ての児童に安全・安心な居場所を確保するとともに、保護者の働く状況により、放課後を過ごす場所が分けられることなく、同じ学校、地域で過ごす児童が時間や体験を共有し、児童の健全育成に努めます。

13 老人福祉センター事業（福生市指定管理受託事業） [予算 P.43]

高齢者の生きがいづくりを推進するため、生活相談・健康相談、健康づくり教室、教養講座等を実施し、高齢者が「健康で、安心して、いきいきと支え合って暮せるまちづくり」を目指します。

また、老人クラブ及び自主グループに対する育成・援助等を行い、自立を目指し「健康・友愛・奉仕」の精神で明るい生活が営めるよう市民の方と協力して推進します。

14 通所介護事業〈福生市高齢者在宅サービスセンター田園〉 [予算 P.46]

介護保険で認定された要介護1～5の方に対して、送迎、食事、生活相談、趣味生きがい活動、入浴、日常動作訓練等の各種サービスを提供し、利用者の能力に応じた日常生活の支援に努めます。

併せて、介護予防・日常生活支援総合事業として要支援1・2の方に対して、要介護状態になることを出来る限り防ぎ、介護予防の観点から各種サービスの提供に努め、利用者の心身機能の維持向上とともに家族等の負担の軽減を図ります。

また本会の特性を生かして、市内の保育園、小・中学校、ボランティアや市民の方々との交流を図り、地域に根ざした運営に努めます。

15 高齢者生きがい活動支援デイサービス事業（福生市受託事業） [予算 P.47]

介護保険に該当しない在宅の高齢者に対して、通所によるリハビリ体操、趣味活動、生活相談等を通し、健康で生きがいのある生活が過ごせるように支援を図ります。

16 生活介護事業〈はっぴい・れんげ園〉 [予算 P.50]

身体及び知的障害者の生活の改善及び機能の維持向上等を図るために、通所による機能改善及び創作・生産的活動等の機会を提供し、身体能力に応じて食事や入浴等の介護及び日常生活能力の維持向上に必要な支援を行います。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質、また本会の特性を生かし、行政、民生委員・児童委員協議会等福祉団体や地域の組織団体、ボランティアなどと連携して利用者の社会参加や福祉の増進を支援します。

17 障害者自立生活支援センター事業〈すてっぷ〉（福生市受託事業） [予算 P.52]

障害者（身体・知的・精神障害）の就労支援体制を強化するために、障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、就労支援事業を実施していきます。

また、相談支援事業として障害者（身体・知的障害）を対象に、生活の基本である住居、食事等の日常生活に即した課題に対して、個別に具体的な相談支援を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整等を一体的に提供することに努めます。なお、余暇支援として、登録者等の方達の交流、情報交換などの場を提供し、自立支援に努めます。

18 地域活動支援センター事業〈れんげ園・はっぴい〉 [予算 P.53]

（1）地域活動支援センター事業

身体及び知的障害者を対象に、通所による創作的活動や生産的活動等の機会の提供及び社会参加を促進し、意欲ある日常生活を維持できるように支援します。

実施にあたっては、個別支援計画を基に利用者の意思と人格を尊重し、サービスの質

の向上と、更に地域との交流を図り、障害者に対する理解を深めていただけるように努めます。

(2) 重度身体障害児入浴サービス事業 (福生市受託事業)

家庭での入浴が困難なおおむね6歳から18歳未満の在宅重度身体障害児を対象に、福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを実施し、身体の清潔保持及び、心身機能の維持等を図るとともに、家族等在宅介護者の負担の軽減に努めます。

19 生活資金貸付事業 (福生市受託事業) [予算 P.54]

不時の出費により一時的に生活が困窮し、他から借入れを受けることが困難な低所得世帯を対象に貸付けを行い、自立支援に努めます。

20 福祉センター管理事業 (福生市指定管理受託事業) [予算 P.55]

福祉の拠点として、市民が気軽に安心して利用できる場を提供するため、施設管理の充実と災害時における安全対策の向上に努めるとともに、その他諸活動を通して市民主体の福祉活動の輪が広がるよう環境を整備し、福祉のまちづくりの実現に寄与します。

21 収益事業 [予算 P.57]

広報紙及びホームページに企業等の広告を掲載することによる広告料及び地域福祉応援型自動販売機事業などの収益事業の充実を図り、財源の確保に努めます。また、企業等に積極的に働きかけ、更なる収益増に努めます。